

第 部

(人事院承認分)

1 氏名 林 則 清	2 離職日 平成12年 8月24日	3 就職日 平成13年 1月21日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 警察庁長官官房人事課長 平 7. 8.25 ~ 平 7. 9. 7 (イ) " 刑事局暴力団対策部長 平 7. 9. 8 ~ 平 8.10.28 (ウ) 警視庁公安部長 平 8.10.29 ~ 平10. 3.27 (エ) " 副總監 平10. 3.28 ~ 平11. 1.17 (オ) 警察庁刑事局長 (警察官) 平11. 1.18 ~ 平12. 8.24		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日立製作所 電機システム統括営業本部嘱託 経営及び法規に関する指導		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 警察庁及び地方警務官として在職していた警視庁とは、 両庁で使用する通信機器を納入等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 菅 沼 義 夫	2 離職日 平成13年 1月 6日	3 就職日 平成13年 1月18日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省九州通商産業局産業部長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 6.28 (イ) " 大臣官房調査統計部管理課資源エネルギー統計管理官 平11. 6.29 ~ 平13. 1. 5 (ウ) 経済産業省大臣官房付 (事務官) 平13. 1. 6 「注」平 8. 1. 7 ~ 平 9. 6.30の期間は金属鉱業事業団に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 秋田石油備蓄株式会社 監査役		6 当該営利企業の営業内容 石油の貯蔵
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 電気事業法(昭39.法律170)に基づく保安規程の届出、主任技術者の届出(東北経済産業局(平13. 1. 5までは東北通商産業局))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 佐藤 祐三	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成13年1月18日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省東京農工大学経理部長 平 8. 1. 6 ~ 平 9.12.31 (イ) " 福井大学事務局長 (事務官) 平10. 1. 1 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 東芝メディカル株式会社 総務部顧問 社員研修、教育の支援等		6 当該営利企業の営業内容 医療用機器販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部省とは、 国立大学で使用する医療用機器を納入するので契約の関係がある。 同社の親会社である株式会社東芝と文部省とは、 国立大学等で使用するエレベーター等を納入するので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、東芝メディカル(株)と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (2) (ア)の官職に在職中、(株)東芝と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (3) (イ)の官職に在職中、(株)東芝と契約等の関係があったが、当該契約額が極めて少なかったこと。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 長谷川 昇	2 離職日 平成13年1月17日	3 就職日 平成13年2月6日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 特許庁総務部公報課長補佐(総括班長) 平 8. 1.18 ~ 平 8. 3.31 (イ) " 総務部電子計算機業務課オンライン業務管理官 平 8. 4. 1 ~ 平 9. 6.30 (ウ) " 総務部電子計算機業務課運行管理室長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 3.31 (エ) " 審査第一部出願課申請人登録室長 平11. 4. 1 ~ 平13. 1. 5 (オ) " 総務部付 平13. 1. 6 ~ 平13. 1.17 (カ) " 審査業務部出願支援課付(併任) (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 1.17		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日立製作所 公共システム事業部事業企画本部技術顧問 企業特許管理に関する社内教育及び相談		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 特許庁とは、 (1) 特許法(昭34. 法律121)に基づく特許の登録等(審査業務部~特許審査第四部(平13. 1. 5までは審査第一部~審査第五部)、審判部) (2) 同庁で使用する電子計算機を賃貸等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ア)(イ)(ウ)及び(オ)の官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) (エ)及び(カ)の官職に在職中、同社と職務上の具体的な関係がなかったこと。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 佐藤 源	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成13年3月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 食糧庁三重食糧事務所長 平 8. 1. 6 ~ 平 8. 3.31 (イ) " 広島食糧事務所長 平 8. 4. 1 ~ 平10. 7.31 (ウ) " 新潟食糧事務所長 (事務官) 平10. 8. 1 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日本サイロ株式会社 顧問 穀物に関する政策動向等の把握及び営業方針の企画等		6 当該営利企業の営業内容 倉庫業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 食糧庁とは、 同庁の所管する食糧を寄託を受けて保管するので契約及びそれに関連する監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 新保 生二	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成13年3月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 経済企画庁長官官房経済企画参事官 平 8. 1. 6 ~ 平 9. 6.30 (イ) " 調査局長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 7.20 (ウ) " 経済企画審議官 (事務官) 平11. 7.21 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社大和総研 顧問 調査研究活動に関する助言		6 当該営利企業の営業内容 情報サービス・調査業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済企画庁とは、 同庁の所管する調査を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 吉 澤 壽 美 雄	2 離職日 平成11年7月8日	3 就職日 平成13年4月26日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁東京国税局総務部人事第一課長 平 6. 7. 9 ~ 平 7. 7. 9 (イ) " 長官官房首席国税庁監察官 平 7. 7.10 ~ 平 9. 7. 9 (ウ) " 長官官房付 平 9. 7.10 ~ 平 9. 7.14 (エ) " 熊本国税局長 平 9. 7.15 ~ 平10. 6.30 (オ) " 徴収部長 (事務官) 平10. 7. 1 ~ 平11. 7. 8		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社丸井 監査役		6 当該営利企業の営業内容 百貨小売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第一部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第一部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局課税第一部) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 中 名 生 隆	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成13年4月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 経済企画庁長官官房経済企画参事官 平 8. 1. 6 ~ 平 8. 4.30 (イ) " 調査局長 平 8. 5. 1 ~ 平 9. 6.30 (ウ) " 総合計画局長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 8.30 (エ) " 経済企画事務次官 (事務官) 平11. 8.31 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社野村総合研究所 顧問 調査研究活動に関する助言		6 当該営利企業の営業内容 情報サービス・調査業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済企画庁とは、 同庁の所管する調査を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)、(イ)及び(エ)の官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ウ)の官職に在職中、同社と契約の関係があったが、同社の売上高に占める当該契約額の割合が極めて低かったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 渡 部 孝 夫	2 離職日 平成13年3月15日	3 就職日 平成13年4月20日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 秋田県警察本部警備部長(警視正) 平10. 4. 1~平12. 3.23 (イ) " 交通部長(警視正) (警察官) 平12. 3.24~平13. 3.15 「注」平8. 3.16~平10. 3.31の期間は秋田県に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 東北電力株式会社 秋田支店囑託 交通安全対策等に関する調査等		6 当該営利企業の営業内容 電気事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 地方警務官として在職していた秋田県警察本部とは、 道路交通法(昭35.法律105)に基づく道路の使用許可(所轄警察署)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 菅 家 政 利	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年4月7日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 福島県警察本部警備部長(警視正) (警察官) 平12. 4. 1~平13. 3.31 「注」平8. 4. 1~平12. 3.31の期間は福島県に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 東日本電信電話株式会社 福島支店総務部渉外担当部長 企業防衛に関する指導、助言等		6 当該営利企業の営業内容 電気通信業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 地方警務官として在職していた福島県警察本部とは、 道路交通法(昭35.法律105)に基づく道路の使用許可(所轄警察署)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 大本 棟 弘	2 離職日 平成13年 4月 1日	3 就職日 平成13年 4月 2日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 労働省大臣官房政策調査部管理課主任技術調査官 平 8. 6. 3～平12. 3.31 (イ) " 職業安定局労働市場センター業務室主任システム計画官 平12. 4. 1～平13. 1. 5 (ウ) 厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室主任システム計画官(事務官) 平13. 1. 6～平13. 4. 1 「注」平8.4.2～平8.6.2の期間は日本労働研究機構に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社協和エクシオ 情報システム本部付嘱託 オンラインシステムの開発・運用等に関する技術的サポート等		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 厚生労働省・労働省とは、 (1) 労働基準法(昭22.法律49)及び労働安全衛生法(昭22.法律57)に基づく臨検、帳簿の提出、使用者に対する尋問、報告等(労働基準局、同社の事業所を管轄する都道府県労働局(平12.3.31までは都道府県労働基準局)、労働基準監督署) (2) 職業安定法(昭22.法律141)に基づく職業紹介、求人受理・就職斡旋、報告等(職業安定局業務指導課(平13.1.5までは職業安定局業務調整課)) (3) 障害者の雇用の促進に関する法律(昭35.法律123)に基づく身体障害者雇用状況報告、障害者雇用調整助成金等の支給等(職業安定局障害者雇用対策課) (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭44.法律84)に基づく労働保険料の額の決定、徴収、報告、立入検査等(労働基準局、同社の事業所を管轄する都道府県労働局(平12.3.31までは都道府県労働基準局))等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 浮 田 集	2 離職日 平成13年 4月 1日	3 就職日 平成13年 4月 3日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 農林水産省中国四国農政局広島統計情報事務所長 平 8. 4. 2～平 9. 3.31 (イ) " 関東農政局神奈川統計情報事務所長 平 9. 4. 1～平11. 3.31 (ウ) " 経済局統計情報部情報システム課行政情報調整官 平11. 4. 1～平12. 3.31 (エ) " 東海農政局統計情報部長 (技官) 平12. 4. 1～平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日立情報システムズ 技術顧問 統計解析関連業務の技術指導		6 当該営利企業の営業内容 ソフトウェア開発販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 農林水産省とは、 同省が所管する調査に関するシステム開発等をするので契約及びそれに関する検査の関係がある。 同社の親会社である株式会社日立製作所と農林水産省とは、 同省において使用する電子計算機を賃貸等し、同省の所管する揚水機設備等の工事を請負施工するので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ウ)の官職は、契約等に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2)(イ)及び(エ)の官職に在職中、両社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (3)(ア)の官職に在職中、(株)日立情報システムズと契約等の関係があったが、当該契約額が極めて少なかったこと。 (4)(ア)の官職に在職中、(株)日立製作所と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (5) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 水 本 誠	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年5月6日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 法務省大臣官房秘書課情報管理室長 平 8. 4. 1～平11. 3.31 (イ) " 最高検察庁総務部情報システム管理室長 (事務官) 平11. 4. 1～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日立製作所 公共システム事業部顧問 文書・業務体制の指導・助言		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 法務省とは、 同省で使用するコンピュータ機器を納入等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 水 寄 妥 昂	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年4月11日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 法務省矯正局参事官 平 8. 4. 1～平10. 3.31 (イ) " 府中刑務所長 平10. 4. 1～平11. 3.31 (ウ) " 札幌矯正管区長 平11. 4. 1～平12. 3.31 (エ) " 名古屋矯正管区長 (事務官) 平12. 4. 1～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社弘電社 本社顧問 法律関係業務		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 法務省とは、 同省の矯正施設等の電気設備工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。 同社の親会社である三菱電機株式会社と法務省とは、 同省の矯正施設の警備システム等の工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)の官職は、契約等に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (イ)(ウ)及び(エ)の官職に在職中、両社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 鵜飼博	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 運輸省航空局管制保安部運用課長 平 8. 4. 2～平 9. 5.31 (イ) " 航空局技術部航空機安全課長 平 9. 6. 1～平10. 6.22 (ウ) " 東京航空局新東京空港事務所長 平10. 6.23～平11. 6.30 (エ) " 航空局首席安全監察官 平11. 7. 1～平13. 1. 5 (オ) 国土交通省航空局監理部総務課首席安全・危機管理監察官 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 アビコム・ジャパン株式会社 常務取締役(ただし株主総会までは社長付) 技術関係事項の総括	6 当該営利企業の営業内容 電気通信業	
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省・運輸省とは、 (1) 空港管理規則(昭27.運輸省令44)に基づく羽田空港電話通信システムの営業に関する承認、報告等(東京空港事務所) (2) 同省の施設等機関に対する空地データ通信サービス等を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2)(ア)(イ)(エ)及び(オ)の官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3)(ウ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 住田弘之	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月5日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 国土交通省大臣官房付 (事務官) 平13. 4. 1 「注」平8.4.2～平13.3.31の期間は関西国際空港株式会社に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 関西国際空港株式会社 経営企画部次長 事業計画、需要予測等の総括	6 当該営利企業の営業内容 関西国際空港の設置及び管理	
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省とは、 (1) 関西国際空港株式会社法(昭59.法律53)に基づく代表取締役等の選定等の認可、事業計画の認可、定款の変更等の認可等(航空局飛行場部関西国際空港・中部国際空港管理官) (2) 航空法(昭27.法律231)に基づく飛行場又は航空保安施設の設置及び変更許可、検査、使用料金の届出(平11.6.までは認可)等(航空局飛行場部関西国際空港・中部国際空港管理官、同管制保安部保安企画課、大阪航空局) (3) 鉄道事業法(昭61.法律92)に基づく事業の許可、事業計画等の変更許可等(鉄道局都市鉄道課) (4) 航空保安施設の保守等を請け負うので契約及びそれに関連する監督等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の官職は、契約等に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 藤原英昭	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月20日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 海上保安庁第七管区海上保安本部長崎海上保安部長		平 8. 4. 2～平 9. 3.31
(イ) " 第六管区海上保安本部呉海上保安部長		平 9. 4. 1～平11. 3.31
(ウ) " 第三管区海上保安本部横浜海上保安部 巡視船いず業務管理官		平11. 4. 1～平12. 3.31
(エ) " 第三管区海上保安本部東京海上保安部長 (海上保安官)		平12. 4. 1～平13. 4. 1
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日本電気株式会社 嘱託 海のIT化に関する業務指導等		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 海上保安庁とは、 同庁の所管する有線式灯台監視装置等を納入するので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ウ)の官職は、契約等に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ア)(イ)及び(エ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 池田透	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月9日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 海上保安庁第十管区海上保安本部鹿児島海上保安部 巡視船おおすみ業務管理官		平 8. 4. 2～平10. 3.31
(イ) " 第四管区海上保安本部名古屋海上保安部 巡視船みずほ業務管理官		平10. 4. 1～平12. 3.31
(ウ) " 第三管区海上保安本部横浜海上保安部 巡視船やしま業務管理官 (海上保安官)		平12. 4. 1～平13. 4. 1
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社新潟鐵工所 理事部長 技術指導等		6 当該営利企業の営業内容 産業用機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 海上保安庁とは、 同庁で使用する船舶用のディーゼル機関等を納入するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 小林 正 光	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月21日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 海上保安庁第二管区海上保安本部塩釜海上保安部長 平 8. 4. 2～平10. 3.31 (イ) " 第二管区海上保安本部次長 平10. 4. 1～平11. 3.31 (ウ) " 第四管区海上保安本部次長 (海上保安官) 平11. 4. 1～平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社緑星社 技術顧問 技術研究及び指導		6 当該営利企業の営業内容 無線機器等製造販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 海上保安庁とは、 同庁で使用する波力発電装置の納入・整備等を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (2) (イ)及び(ウ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係があったが、当該契約額が極めて少なかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 吉 川 宏 昭	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月4日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 農林水産省野菜・茶業試験場野菜育種部長 平 8. 4. 2～平13. 3.31 (イ) 独立行政法人農業技術研究機構職員(野菜茶業研究所付) 平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 タキイ種苗株式会社 研究農場野菜育種グループ技術顧問 野菜の各品種に関する研究開発		6 当該営利企業の営業内容 種苗の生産、販売等
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 農林水産省とは、 (1) 種苗法(平10.法律83(平10.12.23までは昭22.法律115))に基づく種苗業者の届出、品種の登録、指定種苗の集取等(生産局種苗課(平13.1.5までは農産園芸局種苗課)、種苗管理センター) (2) 植物防疫法(昭25.法律151)に基づく輸出入植物の検査等(生産局植物防疫課(平13.1.5までは農産園芸局植物防疫課)、横浜・名古屋・神戸の各植物防疫所) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 梅 津 武	2 離職日 平成12年7月10日	3 就職日 平成13年5月24日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁東京国税局調査第三部統括国税調査官 平 7. 7.11 ~ 平 8. 7. 9 (イ) " 東京国税局総務部厚生課長 平 8. 7.10 ~ 平 9. 7. 9 (ウ) " 福岡国税不服審判所部長国税審判官 平 9. 7.10 ~ 平10. 7. 9 (エ) " 東京国税局総務部税務相談室長 平10. 7.10 ~ 平11. 7. 9 (オ) " 東京国税局練馬東税務署長 (事務官) 平11. 7.10 ~ 平12. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社バンダイロジナル 監査役		6 当該営利企業の営業内容 運送業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第二部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第二部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局課税第一部) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 児 玉 皓 雄	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年4月13日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省工業技術院大阪工業技術研究所長 平 8. 4. 2 ~ 平11. 9. 2 (イ) " 工業技術院電子技術総合研究所長 平11. 9. 3 ~ 平13. 1. 5 (ウ) 経済産業省産業技術総合研究所電子技術総合研究所長 平13. 1. 6 ~ 平13. 3.31 (エ) " 大臣官房付 (技官) 平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 大阪瓦斯株式会社 技術顧問 技術開発の動向調査等		6 当該営利企業の営業内容 ガス事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 (1) ガス事業法(昭29.法律51)に基づく事業の許可、工場計画の認可、使用前検査、定期検査、事業の監査、報告、立入検査等(近畿経済産業局(平13.1.5までは近畿通商産業局)) (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42.法律149)に基づく事業の登録(平9.3.31までは認可) 販売所等の変更の届出(平9.3.31までは許可) 報告、立入検査等(近畿経済産業局(平13.1.5までは近畿通商産業局)) (3) 租税特別措置法(昭32.法律26)に基づく資源探鉱投資法人であることの認定(貿易経済協力局貿易振興課(平13.1.5までは貿易局輸入課)) (4) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9.法律37)に基づく利用計画の認定(近畿経済産業局(平13.1.5までは近畿通商産業局)) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 厨 川 道 雄	2 離職日 平成13年 3月31日	3 就職日 平成13年 4月13日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省工業技術院資源環境技術総合研究所地殻工学部長 平 8. 4. 1～平 8.10. 9 (イ) " 工業技術院資源環境技術総合研究所次長 平 8.10.10～平10. 3.30 (ウ) " 工業技術院資源環境技術総合研究所長 平10. 3.31～平13. 1. 5 (エ) 経済産業省産業技術総合研究所資源環境技術総合研究所長 (技官) 平13. 1. 6～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社つくば研究支援センター 技術顧問 科学技術の国際協力に関する指導・支援		6 当該営利企業の営業内容 研究支援事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭61.法律77)に基づく特定施設の整備の事業に関する計画が適当である旨の認定等(経済産業政策局経済産業政策課(平13.1.5までは環境立地局立地政策課))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 林 田 信	2 離職日 平成13年 4月 1日	3 就職日 平成13年 4月25日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 建設省九州地方建設局総務部厚生課長 平 8. 4. 2～平 9. 3.31 (イ) " 九州地方建設局総務部調査官 平 9. 4. 1～平11. 6.30 (ウ) " 九州地方建設局総務部調整官 平11. 7. 1～平13. 1. 5 (エ) 国土交通省九州地方整備局総務部総括調整官 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 西日本建設業保証株式会社 福岡支店調査役 市場分析に係る統計情報の処理		6 当該営利企業の営業内容 公共工事の前払金の保証
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省・建設省とは、 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭27.法律184)に基づく事業者の登録、報告、立入検査等(総合政策局建設業課(平13.1.5までは建設経済局建設業課))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 坂 智 勝	2 離職日 平成13年4月1日	3 就職日 平成13年5月16日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 建設省関東地方建設局営繕部北陸営繕管理官 平 8. 4. 2～平10. 3.31 (イ) " 大臣官房官庁営繕部設備課長 平10. 4. 1～平13. 1. 5 (ウ) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課長 (技官) 平13. 1. 6～平13. 4. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 川鉄商事株式会社 常勤顧問 鉄鋼製品等に関する技術指導		6 当該営利企業の営業内容 鉄鋼製品等の販売等
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省・建設省とは、 (1) 建設業法(昭24.法律100)に基づく事業の許可、報告、立入検査等(総合政策局建設業課(平13.1.5までは建設経済局建設業課) 近畿地方整備局(平13.1.5までは近畿地方建設局)) (2) 宅地建物取引業法(昭27.法律176)に基づく事業の免許等(総合政策局不動産業課(平13.1.5までは建設経済局不動産業課) 近畿地方整備局(平13.1.5までは近畿地方建設局)) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 橋 本 勝 嗣	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年5月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 食糧庁総務部総務課監査官 平 8. 4. 1～平 9. 8. 4 (イ) " 東京食糧事務所次長 平 9. 8. 5～平12. 3.30 (ウ) " 山口食糧事務所長 (技官) 平12. 3.31～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社大阪第一食糧 総務部門担当常務付事務局長 卸協議会関係業務		6 当該営利企業の営業内容 米穀の卸、小売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 食糧庁とは、 同庁の所管する食糧を買い受けるので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)の官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (イ)及び(ウ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 深谷英夫	2 離職日 平成13年 3月31日	3 就職日 平成13年 5月 7日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省愛媛大学経理部長 平 8. 4. 1～平11. 3.31 (イ) " 東北大学経理部長 平11. 4. 1～平13. 1. 5 (ウ) 文部科学省東北大学経理部長 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社ユアテック 人事労務部部长 教育訓練計画の立案・教育指導等		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部科学省・文部省とは、 国立大学等の施設の電気設備工事等を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)及び(ウ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) (イ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係があったが、職務上の具体的な関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 上杉秀文	2 離職日 平成11年 7月10日	3 就職日 平成13年 6月27日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁名古屋国税局尾張瀬戸税務署長 平 6. 7.11～平 8. 7. 9 (イ) " 金沢国税局総務部次長 平 8. 7.10～平 9. 7. 9 (ウ) " 金沢国税局総務部税務相談室長(併任) 平 8. 7.10～平 9. 7. 9 (エ) " 金沢国税局富山税務署長 平 9. 7.10～平10. 7. 9 (オ) " 名古屋国税局昭和税務署長 (事務官) 平10. 7.10～平11. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社エイデン 監査役		6 当該営利企業の営業内容 家庭電化製品販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(名古屋国税局調査部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(名古屋国税局調査部) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 小野 浩 孝	2 離職日 平成13年 5月11日	3 就職日 平成13年 5月19日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省大臣官房付 平 8. 6.24 ~ 平 8. 6.29 (イ) 中小企業庁計画部振興課長 平 8. 6.30 ~ 平10. 6.18 (ウ) 通商産業省産業政策局企業行動課長 平10. 6.19 ~ 平13. 1. 5 (エ) 経済産業省経済産業政策局企業行動課長 (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 5.11 「注」平8.5.12 ~ 平8.6.23の期間は日本貿易振興会パリセンターに勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 スズキ株式会社 取締役海外四輪欧州部部长 (ただし株主総会までは海外四輪欧州部部长) 欧州の四輪販売部門の統括		6 当該営利企業の営業内容 自動車製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 (1) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく輸出の許可、役務取引の許可等(貿易経済協力局安全保障貿易審査課・同安全保障貿易検査官室(平13.1.5までは貿易局安全保障貿易管理課・同安全保障貿易検査官室)) (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30.法律179)に基づく補助金の交付等(関東通商産業局) (3) 租税特別措置法(昭32.法律26)に基づく海外投資等損失準備金の認定(貿易経済協力局貿易振興課(平13.1.5までは産業政策局国際企業課)) (4) 産業活力再生特別措置法(平11.法律131)に基づく事業再構築計画の認定(経済産業政策局産業構造課(平13.1.5までは産業政策局産業構造課)) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 黒 岩 七 三	2 離職日 平成13年 3月31日	3 就職日 平成13年 6月 1日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省山口大学施設部長 平 8. 4. 1 ~ 平 9. 3.31 (イ) " 信州大学施設部長 平 9. 4. 1 ~ 平11. 3.31 (ウ) " 東北大学施設部長 平11. 4. 1 ~ 平13. 1. 5 (エ) 文部科学省東北大学施設部長 (技官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 五洋建設株式会社 建築部門建築本部建築部調査役(嘱託) 建築工事の技術開発及び技術指導		6 当該営利企業の営業内容 土木建設工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部科学省・文部省とは、 国立大学等の施設の工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 木下英彦	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年6月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省長崎大学施設部長 平 8. 4. 1～平 9. 3.31 (イ) " 名古屋大学施設部長 平 9. 4. 1～平11. 3.31 (ウ) " 大臣官房文教施設部福岡工事事務所長 平11. 4. 1～平13. 1. 5 (エ) 文部科学省大臣官房文教施設部福岡工事事務所長 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 富士電機総設株式会社 設備工事本部顧問 技術指導、助言等		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 同社及び同社の親会社である富士電機株式会社と文部科学省・文部省とは、 国立大学等の電気設備工事等を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、両社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 高橋宣之	2 離職日 平成12年7月10日	3 就職日 平成13年6月22日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁東京国税局徴収部機動課長 平 7. 7.11～平 8. 7. 9 (イ) " 東京国税局徴収部徴収課長 平 8. 7.10～平10. 7. 9 (ウ) " 東京国税局徴収部次長 平10. 7.10～平11. 7. 9 (エ) " 東京国税局麹町税務署長 (事務官) 平11. 7.10～平12. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社学研クレジット 監査役		6 当該営利企業の営業内容 割賦金融業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第三部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第三部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局課税第一部) の関係がある。 同社の親会社である株式会社学研研究社と国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第四部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第四部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局課税第一部) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 佐藤 源	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成13年6月22日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 食糧庁三重食糧事務所長 平 8. 1. 6 ~ 平 8. 3.31 (イ) " 広島食糧事務所長 平 8. 4. 1 ~ 平10. 7.31 (ウ) " 新潟食糧事務所長 (事務官) 平10. 8. 1 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日本サイロ株式会社 取締役 穀物に関する政策動向等の把握及び営業方針の企画等		6 当該営利企業の営業内容 倉庫業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 食糧庁とは、 同庁の所管する食糧を寄託を受けて保管するので契約及びそれに関連する監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 八木 正 允	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年6月25日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 気象庁気候・海洋気象部海上気象課長 平 8. 4. 1 ~ 平 9. 3.31 (イ) " 気象研究所台風研究部長 (技官) 平 9. 4. 1 ~ 平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社シーアールシー総合研究所 応用システム事業部応用気象解析部付スペシャルアドバイザー 応用気象解析業務		6 当該営利企業の営業内容 総合情報サービス業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 気象庁とは、 気象業務法(昭27.法律165)に基づく予報業務の許可等(総務部産業気象課)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 森 秀 雄	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成13年6月25日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 気象庁福井地方気象台長 平 8. 4. 1~平 9. 3.31 (イ) " 京都地方気象台長 平 9. 4. 1~平12. 3.31 (ウ) " 観測部観測課統計室長 (技官) 平12. 4. 1~平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社ウェザーニューズ エキスパート職員 気象予報解説等の技術指導		6 当該営利企業の営業内容 気象情報提供業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 気象庁とは、 (1) 気象業務法(昭27.法律165)に基づく予報業務の許可等(総務部産業気象課) (2) 同庁で使用する気象機器の納入等をするので契約 の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ウ)の官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) (ア)及び(イ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 上 條 章 榮	2 離職日 平成13年6月15日	3 就職日 平成13年6月22日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省関東財務局総務部会計課長 平 8. 6.16~平 9. 6.30 (イ) " 関東財務局新潟財務事務所長 平 9. 7. 1~平11. 6.30 (ウ) " 東海財務局理財部次長 平11. 7. 1~平12. 6.30 (エ) " 関東財務局総務部次長 平12. 7. 1~平13. 1. 5 (オ) 財務省関東財務局総務部次長 (事務官) 平13. 1. 6~平13. 6.15		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 八王子信用金庫 常勤監事		6 当該営利企業の営業内容 信用金庫
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 信用金庫法(昭26.法律238)に基づく事業の免許、報告、立入検査等(銀行局中小金融課(平10.6.21まで)、 関東財務局理財部、東京財務事務所) (2) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく証券業務の登録(平10.11.30までは認可)、有価証券の元引受け営業に 係る認可、報告、立入検査等(証券局証券業務課(平10.6.21まで)、関東財務局理財部、同局証券取引等監視官、 東京財務事務所) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 井坂寿一	2 離職日 平成13年6月15日	3 就職日 平成13年6月22日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 大蔵省関東財務局管財第一部管財総務課長		平 8. 6.16 ~ 平 9. 6.30
(イ) " 関東財務局管財第一部次長		平 9. 7. 1 ~ 平10.10.13
(ウ) " 関東財務局浦和財務事務所長		平10.10.14 ~ 平11. 6.30
(エ) " 関東財務局千葉財務事務所長		平11. 7. 1 ~ 平12. 6.30
(オ) " 関東財務局管財第二部長		平12. 7. 1 ~ 平13. 1. 5
(カ) 財務省関東財務局管財第二部長	(事務官)	平13. 1. 6 ~ 平13. 6.15
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 川崎信用金庫 常勤監事		6 当該営利企業の営業内容 信用金庫
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 信用金庫法(昭26.法律238)に基づく事業の免許、報告、立入検査等(銀行局中小金融課(平10.6.21まで)、関東財務局理財部、横浜財務事務所) (2) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく証券業務の登録(平10.11.30までは認可)、有価証券の元引受け営業に係る認可、報告、立入検査等(証券局証券業務課(平10.6.21まで)、関東財務局理財部、同局証券取引等監視官、横浜財務事務所) (3) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく外国為替業務の認可(平10.3.31まで)、報告、立入検査等(国際局国際収支課(平10.6.21までは国際金融局金融業務課)、関東財務局理財部) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 藤井秀夫	2 離職日 平成13年6月15日	3 就職日 平成13年6月21日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 大蔵省北陸財務局管財部管財課長		平 8. 6.16 ~ 平 8. 6.30
(イ) " 北陸財務局管財部総括課長		平 8. 7. 1 ~ 平 9. 6.30
(ウ) " 北陸財務局管財部総括課国有財産監査官(併任)		平 8. 7. 1 ~ 平 9. 6.30
(エ) " 北陸財務局総務課長		平 9. 7. 1 ~ 平11. 6.30
(オ) " 福岡財務支局理財部検査監理官		平11. 7. 1 ~ 平13. 1. 5
(カ) 財務省福岡財務支局理財部検査監理官		平13. 1. 6 ~ 平13. 6.14
(キ) " 北陸財務局局付	(事務官)	平13. 6.15
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 砺波信用金庫 常勤理事(融資管理部管理課、ローン担当) 貸出金の保全、貸借金の管理及び回収等		6 当該営利企業の営業内容 信用金庫
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 信用金庫法(昭26.法律238)に基づく事業の免許、報告、立入検査等(銀行局中小金融課(平10.6.21まで)、北陸財務局理財部、富山財務事務所) (2) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく証券業務の登録(平10.11.30までは認可)、有価証券の元引受け営業に係る認可、報告、立入検査等(証券局証券業務課(平10.6.21まで)、北陸財務局理財部、同局証券取引等監視官、富山財務事務所) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 井野拓磨	2 離職日 平成13年6月12日	3 就職日 平成13年6月27日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁長官官房主任税務相談官 平 8. 6.13 ~ 平 8. 7. 9 (イ) " 税務大学校教頭 平 8. 7.10 ~ 平 9. 7. 9 (ウ) " 徴収部徴収課長 平 9. 7.10 ~ 平10. 7. 9 (エ) " 徴収部管理課長 平10. 7.10 ~ 平11. 7. 9 (オ) " 長官官房付 平11 .7.10 ~ 平11. 7.12 (カ) " 高松国税局長 平11. 7.13 ~ 平12. 6.29 (キ) " 税務大学校高松研修所長(兼任) 平11. 7.13 ~ 平12. 6.29 (ク) " 徴収部長 (事務官) 平12. 6.30 ~ 平13. 6.12		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 関西国際空港株式会社 常務取締役(経理を担当) 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社 取締役 取締役会における決議、議事の意志決定に参画 関西国際空港給油株式会社 監査役 関西国際空港熱供給株式会社 監査役 関西国際空港施設エンジニア株式会社 監査役		6 当該営利企業の営業内容 関西国際空港の設置及び管理 通信業 航空機給油業 熱供給業 空港内施設維持管理
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 関西国際空港株式会社と国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(大阪国税局調査第二部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(大阪国税局調査第二部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(泉佐野税務署) の関係がある。 関西国際空港情報通信ネットワーク株式会社、関西国際空港給油株式会社及び関西国際空港熱供給株式会社と 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(大阪国税局調査第二部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(大阪国税局調査第二部) の関係がある。 関西国際空港施設エンジニア株式会社と国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(泉佐野税務署) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(泉佐野税務署) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 中山智之	2 離職日 平成13年6月18日	3 就職日 平成13年6月26日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省東北財務局理財部主計第一課長 平 8. 6.19 ~ 平 9. 6.30 (イ) " 関東財務局甲府財務事務所長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 6.30 (ウ) " 九州財務局理財部金融監督官 平11. 7. 1 ~ 平12. 6.30 (エ) " 東北財務局管財部長 平12. 7. 1 ~ 平13. 1. 5 (オ) 財務省東北財務局管財部長 (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 6.18		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 仙台信用金庫 常務理事(総合企画部担当) 経営方針の立案等		6 当該営利企業の営業内容 信用金庫
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 信用金庫法(昭26.法律238)に基づく事業の免許、報告、立入検査等(銀行局中小金融課(平10.6.21まで)、 東北財務局理財部金融監督第二課(平10.6.21までは同金融第二課)、同検査総括課(平8.6.30までは同検査課、 平8.7.1から平10.6.21までは同管理審査課)、同特別金融証券検査官・同統括金融証券検査官(平9.6.30までは同 検査課) (2) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく証券業務の登録(平10.11.30までは認可)、有価証券の元引受け営業に 係る認可、報告、立入検査等(証券局証券業務課(平10.6.21まで)、東北財務局理財部金融監督第一課(平 10.6.21までは同理財課)、同検査総括課(平8.6.30までは同検査課、平8.7.1から平10.6.21までは同管理審査課)、 同特別金融証券検査官・同統括金融証券検査官(平9.6.30までは同検査課)、同局証券取引等監視官) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 埜 雅 夫	2 離職日 平成13年 6月15日	3 就職日 平成13年 6月26日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省関東財務局理財部検査第一課上席金融証券検査官 平 8. 6.16 ~ 平 8. 7.15 (イ) " 関東財務局理財部主計第二課主計実地監査官 平 8. 7.16 ~ 平13. 1. 5 (ウ) 財務省関東財務局理財部主計第二課主計実地監査官 (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 6.15		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社朝日ラバー 常勤監査役		6 当該営利企業の営業内容 工業用ゴム製品製造販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく有価証券の募集又は売上の届出(関東財務局理財部統括証券監査官(平10.6.21までは同理財第一課)) (2) 関税法(昭29.法律61)に基づく輸出入の許可等(東京税関)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 島 田 和 明	2 離職日 平成12年 7月14日	3 就職日 平成13年 7月 1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部長 平 7. 7.15 ~ 平 8. 6.25 (イ) 国土庁防災局復興対策課長 平10. 6.19 ~ 平12. 7.13 (ウ) 通商産業省大臣官房付 (技官) 平12. 7.14 「注」平8.6.26 ~ 平10.6.18の期間は新エネルギー・産業技術総合開発機構に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 同和鉱業株式会社 理事 コーポレートスタッフ 研究開発、生産技術開発等に関する意見具申		6 当該営利企業の営業内容 非鉄金属製錬業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 通商産業省とは、 (1) 鉱業法(昭25.法律289)に基づく鉱業権の設定の許可、登録等(北海道・東北・関東・近畿・中国の各通商産業局) (2) 鉱山保安法(昭24.法律70)に基づく施設計画の認可、保安規程の設定又は変更の認可、立入検査等(中国四国鉱山保安監督部) (3) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平4.法律108)に基づく輸入及び国内移動の許可(貿易局輸入課) (4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30.法律179)に基づく補助金の交付(関東・中国の各通商産業局、環境立地局鉱山保安課)等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 土 井 清 太 郎	2 離職日 平成12年7月10日	3 就職日 平成13年7月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁広島国税局課税第二部鑑定官室長 平 7. 7.11 ~ 平10. 7. 9 (イ) " 大阪国税局課税第二部鑑定官室長 (技官) 平10. 7.10 ~ 平12. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社一本義久保本店 常務取締役 製造部長 清酒製造		6 当該営利企業の営業内容 酒類製造販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(大野税務署) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(大野税務署) (3) 酒税法(昭28.法律6)に基づく国税の更正、決定等及び酒類製造免許、酒類販売免許等(金沢国税局、大野・福井の各税務署) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 村 山 祐 典	2 離職日 平成13年6月20日	3 就職日 平成13年7月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 資源エネルギー庁長官官房鉱業課採石対策官 平 8. 6.21 ~ 平 8. 6.24 (イ) 通商産業省関東東北鉱山保安監督部鉱務監督管理官 平 8. 6.25 ~ 平 9. 6.14 (ウ) " 北海道通商産業局資源部長 平 9. 6.15 ~ 平 9. 6.30 (エ) " 北海道通商産業局環境資源部長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 6.29 (オ) " 関東東北鉱山保安監督部関東支部長 平11. 6.30 ~ 平13. 1. 5 (カ) 経済産業省原子力安全・保安院関東東北鉱山保安監督部関東支部長 平13. 1. 6 ~ 平13. 6.19 (キ) " 大臣官房付 (技官) 平13. 6.20		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 秋田石油備蓄株式会社 総務部長 事業計画の立案、総合調整業務		6 当該営利企業の営業内容 石油の貯蔵
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 電気事業法(昭39.法律170)に基づく保安規程の届出、主任技術者の届出(東北経済産業局(平13.1.5までは東北通商産業局))の関係がある。 資源エネルギー庁とは、 石油公団法(昭42.法律99)に基づく石油公団の同社への出資に対する承認(資源・燃料部石油精製備蓄課(平13.1.5までは石油部計画課))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 矢 部 順 之 助	2 離職日 平成13年 3月31日	3 就職日 平成13年 7月 1日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 外務省在シンガポール日本国大使館参事官兼領事 平 8. 4. 1～平10. 8.31 (イ) " 在オーストリア日本国大使館参事官 (事務官) 平10. 9. 1～平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社リコー コンサルタント 事業に関する指導及び助言		6 当該営利企業の営業内容 機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 外務省とは、 同省で使用する通信機器類等を納入等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 本 田 昌	2 離職日 平成13年 6月22日	3 就職日 平成13年 7月 1日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 資源エネルギー庁長官官房総務課人事文書審査官 平 8. 6.23～平10. 6.18 (イ) 通商産業省大臣官房秘書課人事審査官 平10. 6.19～平13. 1. 5 (ウ) 経済産業省大臣官房秘書課人事審査官 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 6.22		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社クリーンコールパワー研究所 顧問 事業運営・関連情勢等についての意見具申		6 当該営利企業の営業内容 発電技術に関する試験・研究
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 電気事業法(昭39.法律170)に基づく事業用電気工作物の設置工事計画の認可等(設置場所を管轄する経済産業局)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 山 岸 和 雄	2 離職日 平成13年 6月22日	3 就職日 平成13年 7月 1日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省産業政策局管理審査官 平 8. 6.23 ~ 平 9. 5.31 (イ) " 大臣官房地方課地方調査企画官 平 9. 6. 1 ~ 平10. 6.18 (ウ) 資源エネルギー庁長官官房総務課人事文書審査官 平10. 6.19 ~ 平13. 1. 5 (エ) " 長官官房総合政策課業務管理官 (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 6.22		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日本液化石油ガス備蓄株式会社 総務部長 予算、人事及び業務全般の総合調整		6 当該営利企業の営業内容 石油ガスの貯蔵
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 資源エネルギー庁とは、 石油公団法(昭42.法律99)に基づく石油公団の同社への出資に対する承認(資源・燃料部石油流通課(平13.1.5までは石油部流通課))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 岩 淵 恒 彦	2 離職日 平成13年 6月30日	3 就職日 平成13年 7月 9日
4 離職前 5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 公正取引委員会事務総局審判官 平 8. 7. 1 ~ 平 9. 6.30 (イ) " 事務総局審査局特別審査部特別審査長 平 9. 7. 1 ~ 平10. 6.30 (ウ) " 事務総局官房参事官 平10. 7. 1 ~ 平11. 6.30 (エ) " 事務総局首席審判官 (事務官) 平11. 7. 1 ~ 平13. 6.30		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日本総合研究所 顧問 シンクタンク業務に関する意見具申		6 当該営利企業の営業内容 情報サービス・調査業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 公正取引委員会とは、 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭22.法律54)に基づく所有株式に関する報告書の提出等(経済取引局企業結合課) (2) 同委員会の所管する各種経済実態に関する調査等を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 田 頭 基 典	2 離職日 平成13年7月1日	3 就職日 平成13年7月9日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省主計局司計課長 平 8. 7. 2 ~ 平10. 6.29 (イ) " 会計センター次長(併任) 平 8. 7. 2 ~ 平10. 6.29 (ウ) " 会計センター所長心得(併任) 平10. 6.22 ~ 平10. 6.29 (エ) " 北海道財務局長 平10. 6.30 ~ 平11. 6.29 (オ) " 財政金融研究所北海道研修支所長(併任) 平10. 6.30 ~ 平11. 6.29 (カ) " 大臣官房付 平11. 6.30 (キ) 財務省大臣官房付 (事務官) 平13. 7. 1 「注」平11.7.1 ~ 平13.6.30の期間は衆議院調査局に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社島根銀行 顧問 経営全般にわたる助言及び業務監査		6 当該営利企業の営業内容 銀行
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 銀行法(昭56.法律59)に基づく営業の免許、報告、立入検査等(銀行局銀行課・大臣官房金融検査部管理課・同審査課(平10.6.21まで)、中国財務局) (2) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく証券業務の登録(平10.11.30までは認可)、有価証券の元引受け営業に係る認可、報告、立入検査等(証券局証券業務課・大臣官房金融検査部管理課・同審査課・証券取引等監視委員会(平10.6.21まで)、中国財務局)、有価証券の募集又は売出しの届出(関東財務局、中国財務局) (3) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく外国為替業務の認可(平10.3.31まで)、報告、立入検査等(国際局国際収支課(平10.6.21までは国際金融局金融業務課)、大臣官房金融検査部管理課・同審査課(平10.3.31まで)、中国財務局)、両替商の認可等(平10.3.31まで)(神戸税関) (4) 担保附社債信託法(明38.法律58)に基づく事業の免許(銀行局銀行課(平10.6.21まで))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 横 田 浩	2 離職日 平成13年7月2日	3 就職日 平成13年7月16日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国土庁長官官房水資源部水源対策課長 平 8. 7. 3 ~ 平10. 6.18 (イ) 通商産業省関東通商産業局資源エネルギー部長 平10. 6.19 ~ 平11. 6.29 (ウ) " 中国通商産業局長 平11. 6.30 ~ 平13. 1. 5 (エ) 経済産業省中国経済産業局長 平13. 1. 6 ~ 平13. 7. 1 (オ) " 大臣官房付 (技官) 平13. 7. 2		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 前田建設工業株式会社 顧問 国際経済事情、事業運営等の意見具申		6 当該営利企業の営業内容 土木建設工業業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 電気事業法(昭39.法律170)に基づく保安規程の届出、主任技術者の届出(各経済産業局電力・ガス事業部、資源エネルギー部(平13.1.5までは各通商産業局公益事業部、資源エネルギー部))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(イ)(ウ)及び(エ)の官職に在職中の7の関係は、その内容が比較的軽微なものであったこと。 (2) (オ)の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) 就く地位が非役員であること。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 根 津 利 三 郎	2 離職日 平成13年6月30日	3 就職日 平成13年7月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省大臣官房付 平 8. 7. 1～平13. 1. 5 (イ) 経済産業省大臣官房付 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 6.30 「注」平8.7.1～平13.6.29の期間は経済協力開発機構(OECD)に派遣		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社富士通 総研経済研究所常務理事 経済に関する研究活動		6 当該営利企業の営業内容 情報サービス・調査業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 同省の所管する経済等の調査を請け負うので契約の関係がある。 同社の親会社である富士通株式会社と経済産業省・通商産業省とは、 (1) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく輸出の許可、役務取引の許可等(貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課・同安全保障貿易検査官室・関東経済産業局(平13.1.5までは貿易局安全保障貿易管理課・同安全保障貿易検査官室・関東通商産業局)) (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30.法律179)に基づく補助金の交付(関東通商産業局) (3) 同省で使用する各種情報処理機器・情報処理システム等を賃貸等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)及び(2)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 高 橋 勝 典	2 離職日 平成13年7月1日	3 就職日 平成13年7月9日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 資源エネルギー庁長官官房省エネルギー石油代替エネルギー対策課 省エネルギー対策室長 平 8. 7. 2～平 9. 6.30 (イ) 通商産業省基礎産業局化学品安全課オゾン層保護企画官 平 9. 7. 1～平11. 6.29 (ウ) " 工業技術院標準部国際規格課標準企画室長(併任) 平 9. 7. 1～平10. 6.30 (エ) " 工業技術院標準部標準課標準振興室長(併任) 平10. 7. 1～平11. 6.29 (オ) 経済産業省大臣官房付 (事務官) 平13. 7. 1 「注」平11.6.30～平13.6.30の期間は雇用・能力開発機構に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 ブラザー工業株式会社 総合企画部シニア・プロフェッショナル・マネージャー(部長) 経済事情、事業運営等に関する意見具申		6 当該営利企業の営業内容 機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 (1) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく輸出の許可、役務取引の許可(貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課・中部経済産業局(平13.1.5までは貿易局安全保障貿易管理課・中部通商産業局)) (2) 工場立地法(昭34.法律24)に基づく特定工場の変更の届出(中部経済産業局(平13.1.5までは中部通商産業局)) (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54.法律49)に基づくエネルギー管理者の選任・解任等の届出(中部経済産業局(平13.1.5までは中部通商産業局)) 等の関係がある。 資源エネルギー庁とは、 (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭54.法律49)に基づく合理化計画の報告及び立入検査(省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課(平13.1.5までは長官官房省エネルギー石油代替エネルギー対策課)) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(イ)(ウ)(エ)及び(オ)の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ア)の官職に在職中の7の(4)の関係は、その内容が比較的軽微なものであったこと。 (3) 就く地位が非役員であること。 (4) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 濱田弘二	2 離職日 平成13年7月6日	3 就職日 平成13年7月18日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 郵政省大臣官房財務部長 平 8. 7. 7 ~ 平 9. 5.25 (イ) " 大臣官房総務審議官 平 9. 5.26 ~ 平10. 6.18 (ウ) " 郵務局長 平10. 6.19 ~ 平12. 6.26 (エ) " 郵政審議官 平12. 6.27 ~ 平13. 1. 5 (オ) 総務省総務審議官 (事務官) 平13. 1. 6 ~ 平13. 7. 6		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社大和総研 顧問 調査研究活動に関する助言		6 当該営利企業の営業内容 情報サービス・調査業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 総務省・郵政省とは、 電気通信事業法(昭59.法律86)に基づく事業の登録、契約約款の届出、報告、立入検査等(総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課(平13.1.5までは電気通信局電気通信事業部データ通信課))の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 金子正彦	2 離職日 平成13年7月2日	3 就職日 平成13年7月16日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省大臣官房付 平 9. 7. 1 (イ) 建設省道路局道路環境課駐車場整備調整官 平 9. 7. 1 ~ 平11. 6.27 (ウ) 通商産業省大臣官房付 平11. 6.28 (エ) 経済産業省大臣官房付 (技官) 平13. 7. 2 「注」平8.7.3~平9.6.30の期間は電源開発株式会社に勤務、平11.6.29~平13.7.1の期間は国際協力事業団に勤務		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 西日本技術開発株式会社 東京事務所・部長 事業に関する情報収集・分析等		6 当該営利企業の営業内容 土木建築に関する設計等
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 建設省とは、 同省の所管する工事等の調査、設計等を請け負うので契約の関係がある。 同社の親会社である九州電力株式会社と経済産業省・通商産業省とは、 電気事業法(昭39.法律170)に基づく工事計画の認可、保安規程の届出、報告、立入検査等(九州経済産業局(平13.1.5までは九州通商産業局))の関係がある。 同社の親会社である九州電力株式会社と建設省とは、 河川法(昭39.法律167)に基づく水利利用の許可、土地占用の許可、報告、立入検査等(河川局総務課、同水政課、同河川計画課、同河川環境課、同治水課、九州地方建設局)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 原 進	2 離職日 平成13年7月1日	3 就職日 平成13年8月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省東京税関調査保税部調整室長 (イ) " 東京税関業務部次長 (ウ) " 東京税関成田航空貨物出張所長 (エ) " 東京税関監視部次長 (オ) 財務省東京税関監視部次長 (事務官)		平 8. 7. 2 ~ 平10. 6.30 平10. 7. 1 ~ 平11. 6.30 平11. 7. 1 ~ 平12. 6.30 平12. 7. 1 ~ 平13. 1. 5 平13. 1. 6 ~ 平13. 7. 1
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社二葉 総務本部付顧問 広報等		6 当該営利企業の営業内容 港湾運送業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 関税法(昭29.法律61)に基づく保税蔵置場の許可、検査等(東京税関調査保税部統括保税実査官・同大井出張所、横浜、神戸の各税関) (2) 通関業法(昭42.法律122)に基づく営業の許可、報告、検査等(東京税関業務部通関業監督官、横浜、大阪、門司の各税関) (3) 通関業の許可を受けて行う通関手続(東京税関業務部統括審査官・同晴海、芝浦、大井、立川の各出張所、横浜、大阪、門司の各税関) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)(ウ)(エ)及び(オ)の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2)(イ)の官職は、7の(1)及び(2)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3)(イ)の官職に在職中の7の(3)の関係は、その内容が軽微なものであったこと。 (4) 就く地位が非役員であること。 (5) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 川 合 義 房	2 離職日 平成13年7月1日	3 就職日 平成13年8月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省函館税関総務部人事課長 (イ) " 函館税関小樽税関支署長 (ウ) " 函館税関総務部次長 (エ) 財務省函館税関総務部次長 (事務官)		平 8. 7. 2 ~ 平10. 6.30 平10. 7. 1 ~ 平11. 6.30 平11. 7. 1 ~ 平13. 1. 5 平13. 1. 6 ~ 平13. 7. 1
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 北海道空港株式会社 調査役 経営基礎情報等の収集分析及び社員教育等		6 当該営利企業の営業内容 不動産賃貸、物品販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 関税法(昭29.法律61)に基づく保税蔵置場の許可、検査等(函館税関調査保税部・同札幌税関支署千歳出張所)及び輸出入の許可、検査等(函館税関札幌税関支署千歳出張所)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 遠藤勝利	2 離職日 平成12年7月10日	3 就職日 平成13年8月3日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁東京国税局調査第一部特別国税調査官 平 7. 7.11 ~ 平 8. 7. 9 (イ) " 東京国税局調査第四部統括国税調査官 平 8. 7.10 ~ 平 9. 7. 9 (ウ) " 東京国税局調査第二部統括国税調査官 平 9. 7.10 ~ 平10. 7. 9 (エ) " 東京国税局調査第二部調査総括課長 平10. 7.10 ~ 平11. 7. 9 (オ) " 東京国税局蒲田税務署長 (事務官) 平11. 7.10 ~ 平12. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社共ショウ 監査役		6 当該営利企業の営業内容 建築材料等販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第三部) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局調査第三部) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局課税第一部) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 田邊安夫	2 離職日 平成13年7月10日	3 就職日 平成13年8月20日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 国税庁名古屋国税局総務部長 平 8. 7.11 ~ 平 9. 7. 9 (イ) " 国税不服審判所部長国税審判官 平 9. 7.10 ~ 平11. 1. 3 (ウ) " 東京国税不服審判所次席国税審判官 平11. 1. 4 ~ 平12. 6.29 (エ) " 札幌国税不服審判所長 (事務官) 平12 .6.30 ~ 平13. 7.10		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社オリエントコーポレーション 顧問 業務に関する相談・助言等		6 当該営利企業の営業内容 割賦金融業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国税庁とは、 (1) 法人税法(昭40.法律34)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局) (2) 消費税法(昭63.法律108)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局) (3) 地価税法(平3.法律69)に基づく国税の更正、決定等(東京国税局) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 藤 島 安 之	2 離職日 平成13年7月19日	3 就職日 平成13年8月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 通商産業省大臣官房審議官(産業政策局担当) 平 8. 7.20 ~ 平 9. 6.30 (イ) 経済企画庁長官官房付(日本銀行政策委員会経済企画庁代表委員) 平 9. 7. 1 ~ 平10. 3.31 (ウ) 通商産業省大臣官房付 平10. 4. 1 ~ 平10. 7.16 (エ) 経済産業省大臣官房付 (事務官) 平13. 7.19 「注」平10.7.17 ~ 平13.7.18の期間は特別職(パナマ国駐箚特命全権大使)		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日商岩井株式会社 顧問 海外戦略、グループ戦略の企画・立案		6 当該営利企業の営業内容 総合商社
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 経済産業省・通商産業省とは、 (1) 外国為替及び外国貿易法(昭24.法律228(平10.3.31までは外国為替及び外国貿易管理法))に基づく輸出の許可、役務取引の許可等(貿易経済協力局安全保障貿易審査課・同安全保障貿易検査官室(平13.1.5までは貿易局安全保障貿易管理課・同安全保障貿易検査官室)、関東経済産業局(平13.1.5までは関東通商産業局)) (2) 関税定率法(昭43.法律54)に基づく革靴の関税割当(貿易経済協力局貿易審査課(平13.1.5までは通商政策局通商関税課)) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 在 里 士 郎	2 離職日 平成13年7月24日	3 就職日 平成13年9月6日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 郵政省九州郵政監察局第二部長 平 8. 7.25 ~ 平10. 6.22 (イ) " 近畿郵政監察局第二部長 平10. 6.23 ~ 平11. 7.12 (ウ) " 関東郵政監察局東京西部郵政監察室長 平11. 7.13 ~ 平13. 1. 5 (エ) 郵政事業庁関東郵政監察局東京西部郵政監察室長 平13. 1. 6 ~ 平13. 7. 9 (オ) " 関東郵政監察局東京西部郵政監察室付 (事務官) 平13. 7.10 ~ 平13. 7.24		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社日立製作所 公共システム事業部技術顧問 社内教育及び業務指導		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 郵政事業庁・郵政省とは、 (1) 電気通信事業法(昭59.法律86)に基づく事業の登録、契約約款の届出、報告、立入検査等(電気通信局電気通信事業部データ通信課(平13.1.5まで)) (2) 電波法(昭25.法律131)に基づく無線局の免許、無線設備の変更等の許可、検査等(電気通信局電波部基幹通信課・同移動通信課・同衛星移動通信課、各地方電気通信監理局(平13.1.5まで))及び無線機器の型式検定(通信総合研究所(平13.1.5まで)) (3) 同庁・同省において使用する郵便貯金預払機等を納入等するので契約 (4) 同庁・同省の施設等機関の設備工事等を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督 の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)及び(2)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の各官職は、契約等に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 上田 徹 一	2 離職日 平成13年7月1日	3 就職日 平成13年9月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 大蔵省大阪税関総務部人事課長 平 8. 7. 2 ~ 平 9. 6.30 (イ) " 大阪税関大阪外郵出張所長 平 9. 7. 1 ~ 平10. 6.30 (ウ) " 大阪税関監視部次長 平10. 7. 1 ~ 平11. 6.30 (エ) " 大阪税関関西空港税関支署次長 平11. 7. 1 ~ 平12. 6.30 (オ) " 門司税関調査保税部長 平12. 7. 1 ~ 平13. 1. 5 (カ) 財務省門司税関調査保税部長 平13. 1. 6 ~ 平13. 6.30 (キ) " 大阪税関総務部付 (事務官) 平13. 7. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 三菱商事株式会社 関西支社事業開発部嘱託 新規事業開発に関する情報収集、調査及び分析等		6 当該営利企業の営業内容 総合商社
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 (1) 関税法(昭29.法律61)に基づく輸出入の許可、検査等(大阪税関業務部、同関西空港税関支署、その他同社が輸出入の許可を受けている同税関の支署・出張所、門司税関業務部、その他同社が輸出入の許可を受けている同税関の支署・出張所、函館、東京、横浜、名古屋、神戸、長崎の各税関、沖縄地区税関)及び特例輸入者の承認、調査等(横浜税関) (2) 保険業法(平7.法律105)に基づく損害保険代理店の登録、報告、立入検査等(銀行局保険部保険第二課(平10.6.21まで)、関東財務局) (3) 証券取引法(昭23.法律25)に基づく有価証券の募集又は売出しの届出(証券局企業財務課(平10.6.21まで)、関東財務局) (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平3.法律66)に基づく商品投資販売業の許可、報告、立入検査等(銀行局中小金融課(平10.6.21まで)、関東財務局) 等の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 奥 村 亘	2 離職日 平成13年10月1日	3 就職日 平成13年10月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 運輸省大阪航空局八尾空港事務所前任航空管制官 平 8.10. 2 ~ 平 9. 6.30 (イ) " 大阪航空局下地島空港事務所長 平 9. 7. 1 ~ 平11. 3.31 (ウ) " 大阪航空局那覇空港事務所次長 平11. 4. 1 ~ 平12.12.31 (エ) " 航空保安大学校教頭 平13. 1. 1 ~ 平13. 1. 5 (オ) 国土交通省航空保安大学校教頭 (技官) 平13. 1. 6 ~ 平13.10. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日建システム株式会社 顧問 システム通信工事に関する安全管理指導		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省とは、 建設業法(昭24.法律100)に基づく事業の許可、報告、立入検査等(総合政策局建設業課)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(オ)の官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 埜 崎 敏 之	2 離職日 平成13年7月10日	3 就職日 平成13年10月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 大蔵省東海財務局長		平 8. 7.11
(イ) " 財政金融研究所東海研修支所長(併任)		平 8. 7.11
(ウ) " 大臣官房参事官兼銀行局金融先物取引所監理官		平 8. 7.12 ~ 平 9. 7.14
(エ) " 近畿財務局長		平 9. 7.15 ~ 平10. 4.26
(オ) " 財政金融研究所近畿研修支所長(併任)		平 9. 7.15 ~ 平10. 4.26
(カ) " 大臣官房付		平10. 4.27 ~ 平10. 6.30
(キ) " 大臣官房参事官兼大臣官房審議官兼財政金融研究所次長		平10. 7. 1 ~ 平11. 9.16
(ク) " 財政金融研究所次長		平11. 9.17 ~ 平12. 6.30
(ケ) " 財政金融研究所長心得(併任)		平12. 5.31 ~ 平12. 6.29
(コ) " 財務総合政策研究所次長		平12. 7. 1 ~ 平13. 1. 5
(サ) 財務省財務総合政策研究所次長	(事務官)	平13. 1. 6 ~ 平13. 7.10
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 新規事業投資株式会社 顧問 取締役会での参考意見陳述及び取締役会の委嘱業務	6 当該営利企業の営業内容 資金投資業	
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 財務省・大蔵省とは、 証券取引法(昭23.法律25)に基づく有価証券の募集又は売出しの届出(証券局企業財務課(平10.6.21まで)関東財務局)の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 上 村 保 人	2 離職日 平成13年9月30日	3 就職日 平成13年10月16日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間		
(ア) 文部省大臣官房文教施設部名古屋工事事務所長		平 8.10. 1 ~ 平 9. 3.31
(イ) " 東京大学施設部長		平 9. 4. 1 ~ 平11. 9.30
(ウ) " 室蘭工業大学事務局長		平11.10. 1 ~ 平13. 1. 5
(エ) 文部科学省室蘭工業大学事務局長	(技官)	平13. 1. 6 ~ 平13. 9.30
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 住友建設株式会社 顧問 建築設備の計画、設計等の技術的指導・助言	6 当該営利企業の営業内容 土木建設工事業	
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部科学省・文部省とは、 (1) 国立大学等の施設の工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督 (2) 国立大学との間に共同研究 の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) 4の各官職は、7の(2)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 清水 修一郎	2 離職日 平成13年9月30日	3 就職日 平成13年11月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省横浜国立大学施設部長 平 8.10. 1～平12. 3.31 (イ) " 筑波大学施設部長 平12. 4. 1～平13. 1. 5 (ウ) 文部科学省筑波大学施設部長 (技官) 平13. 1. 6～平13. 9.30		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社朝日工業社 営業本部技術顧問 空調設備等に関する技術指導		6 当該営利企業の営業内容 設備工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部科学省・文部省とは、 国立大学等の施設の設備工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 安部 矩敏	2 離職日 平成13年9月30日	3 就職日 平成13年12月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 文部省京都大学施設部長 平 8.10. 1～平10.11.30 (イ) " 大臣官房文教施設部大阪工事事務所長 平10.12. 1～平13. 1. 5 (ウ) 文部科学省大臣官房文教施設部大阪工事事務所長 (事務官) 平13. 1. 6～平13. 9.30		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 戸田建設株式会社 顧問 建築の計画、設計、保守等の技術的指導・助言		6 当該営利企業の営業内容 土木建設工事業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 文部科学省・文部省とは、 国立大学等の施設の工事を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 小林 毅	2 離職日 平成13年12月1日	3 就職日 平成13年12月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 運輸省航空局監理部総務課職員管理室補佐官 平 8.12. 2～平 9. 3.31 (イ) " 大阪航空局関西空港事務所総務部長 平 9. 4. 1～平11. 4.30 (ウ) " 航空保安大学校事務局長 平11. 5. 1～平12.11.30 (エ) " 航空局監理部経理補給課管財補給管理室長 平12.12. 1～平13. 1. 5 (オ) 国土交通省航空局監理部経理補給課管財補給管理室長 (事務官) 平13. 1. 6～平13.12. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 日本空港ビルデング株式会社 総務部審議役 庶務及び労務管理		6 当該営利企業の営業内容 不動産賃貸、物品販売業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省・運輸省とは、 (1) 国有財産法(昭23.法律73)に基づく国有財産の使用許可、報告、立入検査等(東京航空局総務部) (2) 空港管理規則(昭27.運輸省令44)に基づく構内営業の承認、施設設置の承認、報告、立入検査等(東京航空局飛行場部、東京空港事務所) の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 吉岡 健一	2 離職日 平成13年12月1日	3 就職日 平成13年12月10日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 運輸省那覇航空交通管制部前任航空管制官 平 8.12. 2～平 9. 5.31 (イ) " 大阪航空局広島空港事務所長 平 9. 6. 1～平10.12.31 (ウ) " 航空局管制保安部保安企画課管制情報処理システム室長 平11. 1. 1～平12.10.31 (エ) " 福岡航空交通管制部長 平12.11. 1～平13. 1. 5 (オ) 国土交通省福岡航空交通管制部長 (技官) 平13. 1. 6～平13.12. 1		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 三菱電機株式会社 情報通信システム事業本部顧問 事業本部内の安全管理指導		6 当該営利企業の営業内容 無線通信機器・システムの販売等
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 国土交通省とは、 (1) 建設業法(昭24.法律100)に基づく建設業の許可、報告、立入検査等(近畿地方整備局) (2) 同省の所管する設備の設置工事等を請け負うので契約及びそれに関連する工事監督 の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(オ)の官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (オ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約等の関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 高 木 勇 樹	2 離職日 平成13年1月5日	3 就職日 平成14年1月15日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 農林水産省農林水産大臣官房長 平 8. 1. 6 ~ 平 9. 1. 7 (イ) 食糧庁長官 平 9. 1. 8 ~ 平10. 7. 2 (ウ) 農林水産省農林水産事務次官 (事務官) 平10. 7. 3 ~ 平13. 1. 5		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 株式会社農林中金総合研究所 理事長 調査、研究業務の指導・助言		6 当該営利企業の営業内容 経済等の調査、研究
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 農林水産省とは、 (1) 農林中央金庫法(大12.法律42)に基づく農林中央金庫の業務・財産の状況に関して参考となるべき報告の徴求(経済局) 検査(大臣官房協同組合検査部) (2) 同省の所管する農林水産業に関する金融関係調査を請け負うので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の各官職は、7の(1)に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) 4の各官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

1 氏名 渡 辺 毅 仁	2 離職日 平成13年3月31日	3 就職日 平成14年1月1日
4 離職前5年間に在職していた官職・その在職期間 (ア) 外務省大臣官房通信課監査官 平 8. 4. 1 ~ 平 8. 4.19 (イ) " 在ヴァンクーヴァー日本国総領事館領事 平 8. 4.20 ~ 平10. 3. 4 (ウ) " 在コタ・キナバル日本国総領事館総領事 (事務官) 平10. 3. 5 ~ 平13. 3.31		
5 承認に係る営利企業の地位・その職務内容 沖電気工業株式会社 理事 情報通信機器に関する企画・調査		6 当該営利企業の営業内容 電気機械器具製造業
7 当該営利企業と在職していた国の機関(部局等)との関係 外務省とは、 同省で使用する通信機器を納入等するので契約の関係がある。		
8 承認の理由 (1) 4の(ア)及び(イ)の官職は、契約に関する事務を所掌するものではなかったこと。 (2) (ウ)の官職に在職中、同社と所属する官署との間に契約の関係がなかったこと。 (3) その他特に問題とすべき事情は認められないこと。		

